

（表面）

廃棄物処理施設等設置等事前協議書	
年 月 日	
群馬県知事 あて	
協議者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程第 1 0 条第 1 項の規定により、廃棄物処理施設等の設置等の事前協議をしたいので、関係書類及び図面を添えて提出します。	
事前協議の内容	
廃棄物処理施設等の設置場所	(設置場所全体の面積 m ²)
廃棄物処理施設等の種類	(許可又は承認施設の場合、許可又は承認の年月日及び番号) (年 月 日 第 号)
廃棄物処理施設等において 処理する廃棄物等の種類	
廃棄物処理施設等の処理能力 (最終処分場にあつては埋立地の 面積及び埋立容量、積替施設に あつては積替え及び保管を行う 場所の面積並びに保管容量)	m ³ /日 (m ³ /時間) 処 理 能 力 -----
	t / 日 (t / 時間)
	埋立地面積 m ² 埋立容量 m ³ 積替え場所面積 m ² 保管場所面積 m ² 保管容量 m ³
廃棄物処理施設等の処理方式	
※事務処理欄	

(裏面)

添 付 書 類 及 び 図 面	1 施設計画の概要に関する書類
	2 協議者の経歴に関する書類
	3 廃棄物処理施設等の立地の計画に関する書類及び図面
	4 廃棄物処理施設等の構造等の計画に関する書類及び図面
	5 廃棄物処理施設等の維持管理等の計画に関する書類及び図面
	6 廃棄物処理施設等における処理工程図
	7 周辺地域の生活環境の保全に関する計画を説明するための書類及び図面（最終処分場にあつては、災害防止のための計画を含む。）
	8 施設計画に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（汚染土壌処理施設にあつては、廃止措置に要する費用の見積額及びその支払が可能であることを説明する書類を含む。）
	9 生活環境影響調査方法書（生活環境影響調査の実施計画等を記載した書類をいう。）
	10 周辺地域住民等及び関係市町村との地域理解の促進に関する申立書
	11 廃棄物処理施設等の設置場所の土地所有者等が発行する事前協議書提出確認書（協議者が当該土地及び建物の所有権の全部を有しない場合に限る。）
	12 廃棄物処理施設等の設置場所の土地及び建物並びに廃棄物処理施設等の敷地境界から20メートル以内に存する土地及び建物の登記事項証明書
	13 協議者に関する書類（法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し（本籍の記載のあるものに限る。））
	14 その他知事が必要と認める書類
備考	
1 事前協議の内容については、廃棄物処理施設等の設置又は承継等、構造若しくは規模の変更又は廃棄物処理施設等において処理する廃棄物等の種類の追加等の別を記入すること。なお、承継等である場合は、譲受け、借受け、合併又は分割の別及びその予定年月日を記載すること。	
2 廃棄物処理施設等の設置場所については、設置場所の地番及び全体の面積を記入すること。	
3 廃棄物処理施設等の種類については、一般廃棄物の処理施設、産業廃棄物の処理施設、産業廃棄物の積替施設、高度再資源化等施設、実証施設、汚染土壌処理施設又は汚染土壌の積替施設の別を記入するとともに、一般廃棄物の処理施設、産業廃棄物の処理施設、高度再資源化等施設及び汚染土壌処理施設にあつては、その区分に応じて、次のとおり記入すること。	
(1) 一般廃棄物の処理施設 し尿処理施設、ごみ処理施設又は最終処分場の別を記入し、さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設又は破碎施設等の別を括弧書きすること。	
(2) 産業廃棄物の処理施設 脱水施設、焼却施設、中和施設、破碎施設又は最終処分場等の別を記入すること。移動式の場合は、括弧書きすること。	
(3) 高度再資源化等施設 高度再資源化事業の用に供する施設、高度分離・回収事業の用に供する施設又は再資源化工程の高度化の対象となる廃棄物処理施設の別を記入すること。	
(4) 汚染土壌処理施設 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設、分別等処理施設又は自然由来等土壌利用施設の別を記入し、さらに、具体的な処理方法を括弧書きすること。	
4 処理する廃棄物等の種類については、一般廃棄物、特別管理一般廃棄物、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物あるいは汚染土壌の別を記入するとともに、その区分に応じて、燃え殻、汚泥、感染性廃棄物あるいは特定有害物質の種類と上限濃度等、具体的に記入すること。	
5 実証施設又は承継等である場合の添付書類及び図面については、知事の指示を受けること。	
6 当該事前協議書は3部提出し、追加提出について指示を受けること。	
7 当該事前協議書の提出先は、廃棄物処理施設等の設置場所を管轄する県の事務所とし、管轄が複数にまたがる場合又は移動式である場合は、管轄する任意の県の事務所とする。	

事前協議書(変更申出書)に添付する書類及び図面一覧表

I 承継等を除くものに共通する書類及び図面

	名 称	表 示 内 容	備 考
1	施設計画の概要に関する書類(別紙1)		
2	協議者の経歴に関する書類(別紙2)		・事業経歴及び過去における廃棄物等処理の事業実績等
3	廃棄物処理施設等の立地の計画に関する書類及び図面		
	(1) 廃棄物処理施設等の立地の計画に関する書類(別紙3)		
	(2) 周囲の地形、地質及び地下水の状況等に関する書類及び図面		・既存資料を利用すること
	設置場所の位置図等(移動式にあっては県内駐機場の場所に限る。)		
	(1) 付近の見取図	・方位、縮尺 ・設置場所の敷地境界 ・設置場所からの水路の流末 ・設置場所への搬入路 ・敷地境界から300m、500mの範囲(最終処分場は加えて1kmの範囲)	・縮尺:1/25,000 ・色塗:水路(青)、道路(茶) ・国土地理院の地図又は国土地理院の承認を得て加工した地図とすること
	(2) 公図の写し	・方位、縮尺 ・設置場所の敷地境界 ・敷地境界から20mの範囲 ・各筆ごとに地番、地目、地積 ・法定外公共物は、用途、管理者名 ・備え付けられていた場所、転写日(法務局の証明が無い場合に限り)	・色塗:水路(青)、道路(茶) ・法務局備付けの地図とすること ・敷地境界から20mの範囲に係る土地の全体を表示する必要はないこと
	(3) 周辺の土地利用現況図	・方位、縮尺 ・設置場所の敷地境界 ・敷地境界から20m、100m、300mの範囲(最終処分場は加えて500mの範囲) ・設置場所に係る用水路、排水路、搬入路、主な搬入経路の位置及び名称 ・敷地境界から100m以内の道路、河川、公共施設、文教施設、社会福祉施設、他の廃棄物処理施設等その他主な建築物等の位置及び名称 ・放流予定地点及び予定地点から下流500mの範囲 ・敷地境界から1km以内の水道水源	・縮尺:1/2,500~1/5,000 ・色塗:水路(青)、道路(茶)、公共施設、住宅等についても分かり易くすること ・一級河川及び二車線以上の道路は名称を記載すること
	(4) 周辺の土地利用規制図	・方位、縮尺 ・設置場所の敷地境界 ・敷地境界から10m、100mの範囲(最終処分場は加えて500mの範囲) ・敷地境界から100m以内の道路、河川、都市計画(用途地域等)、市町村等の土地利用計画その他法令等の規制の地域及び名称	・縮尺:1/2,500~1/5,000 ・一級河川及び二車線以上の道路は名称を記載すること
8	施設計画に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(別紙9)		・金融機関等の融資証明は添付不要であること ・汚染土壌処理施設にあっては処理業省令第2条第2項第30号に規定する書類を含む

	名 称	表 示 内 容	備 考
9	生活環境影響調査方法書(別紙10)		・生活環境影響調査の実施計画等を記載した書類をいう
10	周辺地域住民等及び関係市町村との地域理解の促進に関する申立書(別紙11)		
11	廃棄物処理施設等の設置場所の土地所有者等が発行する事前協議書提出確認書(別紙12)		・土地及び建物の所有権の全部を有しない場合に限る
12	廃棄物処理施設等の設置場所の土地及び建物並びに廃棄物処理施設等の敷地境界から20メートル以内に存する土地及び建物の登記事項証明書(三月以内に取得したもの)		
	(1) 土地及び建物の明細書(別紙13)		・登記情報提供制度を利用したものは、協議者が制度利用した旨を証明すること
	(2) 設置場所の土地及び建物の登記事項証明書		・現在事項証明書、登記事項要約書も可
	(3) 敷地境界から20m以内の土地及び建物の登記事項証明書		
13	協議者に関する書類(三月以内に取得したもの)		・原本確認を受けることにより複写提出も可
	(1) 法人にあつては定款及び登記事項証明書(法務局の発行した履歴事項証明書に限る。)		・定款の変更、登記未了事項は、議事録写しを提出すること
	(2) 個人にあつては住民票の写し(本籍の記載のあるものに限る)		
14	その他知事が必要と認める書類		

※同一の図面に入らない時は、適宜別の図面とすること。

※変更の場合は、変更後の図面及び書類を作成し、変更点を表示すること。

Ⅱ 一般廃棄物の処理施設、産業廃棄物の処理施設、産業廃棄物の積替施設、汚染土壌処理施設及び汚染土壌の積替施設であつて最終処分場を除くものは、Ⅰに加えて次の書類及び図面

	名 称	表 示 内 容	備 考
4	廃棄物処理施設等の構造等の計画に関する書類及び図面		・汚染土壌処理施設にあつては処理業省令第2条第2項第21号から第29号までに規定する書類を含む
	(1) 施設の構造等計画書(別紙4)		
	(2) 施設の配置図	・主要な施設の配置状況	
	(3) 施設の平面図	・縮尺	・施設の構造を明らかにするものであること
	(4) 施設の立面図		・特許取得前等縦覧に適さない書類及び図面には、縦覧用の要約した書類及び図面を添付すること
	(5) 施設の断面図		
	(6) 施設の構造図		
	(7) 設計計算書	・処理及び保管の能力並びに公害低減対策	
5	廃棄物処理施設等の維持管理等の計画に関する書類及び図面		・セメント製造施設にあつては処理業省令第3条第4号に規定する書類を含む
	(1) 施設の維持管理等計画書(別紙5)		・必要に応じ図面等も添付すること
	(2) 受入確認方法書	・性状分析項目及び方法	
	(3) 搬出確認方法書	・性状分析項目及び方法	

	名 称	表 示 内 容	備 考
6	廃棄物処理施設等における処理工程図		・汚染土壌処理施設にあつては処理業省令第2条第2項第31号に規定する書類を含む
		廃棄物等の受入から搬出に至る過程のフローチャート	
7	周辺地域の生活環境の保全に関する計画を説明するための書類及び図面		・処理に伴い生ずる排ガス、排水、騒音、振動、悪臭の状況
	(1) 生活環境保全対策計画書(別紙7)		
	(2) 処理系統図	・排ガス、粉じん、排水及び悪臭の回収系統図 ・縮尺、湿潤区域、集じん区域、回収系統	
	(3) 構造図	・縮尺 ・公害防止設備、回収系統設備の構造	
	(4) 設計計算書	・公害防止設備、回収系統設備の選定にあたり参考としたもの	

※同一の図面に入らない時は、適宜別の図面とすること。

※変更の場合は、変更後の図面及び書類を作成し、変更点を表示すること。

※図面及び書類は縦覧対象であるため、特許等縦覧に適さない書類及び図面には、縦覧用の要約した書類及び図面を別途作成し、あわせて添付すること。

Ⅲ 最終処分場にあつてはⅠに加えて次の書類及び図面

	名 称	表 示 内 容	備 考
4	廃棄物処理施設等の構造等の計画に関する書類及び図面		・汚染土壌処理施設にあつては処理業省令第2条第2項第21号から第27号まで及び第29号に規定する書類を含む
	(1) 施設の構造等計画書(別紙4)		
	(2) 現況平面図	・方位、縮尺、等高線 ・最終処分場の敷地境界 ・河川、道路等の位置	・縮尺:1/500～1/1,000
	(3) 埋立計画平面図	・方位、縮尺、等高線 ・埋立地の位置、保安距離の範囲及び敷地境界 ・道路、水路、土地の境界の位置 ・縦横断面図の測点の位置、番号 ・切土、盛土の区分(色分け) ・土工法面、構造物(擁壁・堰堤等)の位置 ・埋立地の搬入路、管理事務所、駐車場、洗車場、囲い、出入口、掲示板、展開検査場、消火設備、浸出液処理設備、ガス抜き設備、水質監視用の井戸等の位置及び形状 ・地質調査用ボーリングの予定地点 ・周囲の地形、地質及び地下水の状況(埋立処理施設に限る)	・縮尺:1/500
	公道から運搬車の通行路を設ける場合の搬入路等の計画に関する書類及び図面(平面図、縦断面図、横断面図、構造図)		・平面図は公図との重ね図とすること
	(4) 求積図(求積計算書)		・埋立地、最終処分場の敷地それぞれを求積すること

	名 称	表 示 内 容	備 考
4	(5) 縦断面図、横断面図	・縮尺 ・測点番号 ・切土、盛土の区分(現況と埋立後を対比すること) ・浸出液集水設備、遮水工、地下水集水設備、土工法面、構造物(擁壁・堰堤等)の位置 ・最終覆土計画高、埋立計画の上端及び下端、現況地盤高、掘削計画高、想定地下水位 ・縦断面図には、測点、単距離、追加距離	・縮尺:1/100～1/500 ・横断面図は必要と認められる地点で作成すること(原則として20mごと)
	(6) 場内排水平面図	・方位、縮尺、等高線 ・埋立地の位置及び敷地境界 ・縦横断面図の測点の位置、番号 ・土工法面、構造物(擁壁・堰堤等)の位置 ・浸出液の集水区域、集水設備、調整池、処理設備、放流先河川等の位置及び形状 ・地下水集水区域、集水設備、水質測定箇所、放流先河川等の位置及び形状	・縮尺:1/500 ・浸出水集水区域の面積計算書及び流量計算書を添付すること
	(7) 場外雨水平面図	・方位、縮尺、等高線 ・埋立地の位置及び敷地境界 ・縦横断面図の測点の位置、番号 ・雨水の集水区域、周縁開渠、洪水調整池、放流先河川等の位置及び形状	・縮尺:1/500 ・雨水集水区域の面積計算書及び流量計算書を添付すること
	(8) 防災計画平面図	・方位、縮尺、等高線 ・埋立地の位置及び敷地境界 ・縦横断面図の測点の位置、番号 ・場内雨水の排水設備、工事中の仮排水路等の位置及び形状 ・浸出水処理設備停止時の貯水設備又は場内散水設備の位置及び形状	・縮尺:1/500 ・災害防止計画書と一致させること
	河川その他水路等まで排水路を新たに設ける場合の排水路等の計画に関する書類及び図面(平面図、縦断面図、横断面図、構造図)		・平面図は公図との重ね図とすること
	(9) 地質等調査方法書(切土、盛土の勾配及び基礎地盤の決定方法、並びに地下水の影響の調査方法)(別紙6)		・地質調査済の場合は、その結果を添付すること
	(10) 土量計算書		・残土計画を添付すること
	(11) 埋立関連施設の 詳細図	・縮尺 ・搬入路、管理事務所、駐車場、洗車場、囲い、出入口、展開検査場、消火設備等の詳細図 ・クローズド最終処分場の場合は、建築物の構造関連図書	・縮尺:1/20～1/50 ・設計計算が必要なものにあつては計算書を添付
	(10) 排水関連設備の 詳細図	・縮尺 ・遮水工、雨水排水路、浸出液集水施設、浸出液処理施設、調整池、放流施設等の詳細図	・縮尺:1/20～1/50 ・設計計算が必要なものにあつては計算書を添付
	(11) 防災施設の 詳細図	・縮尺 ・構造物(擁壁、堰堤等)、土工(編柵工、段切工等)の詳細図	・縮尺:1/20～1/50 ・設計計算が必要なものにあつては計算書を添付

	名 称	表 示 内 容	備 考
5	廃棄物処理施設等の維持管理等の計画に関する書類及び図面		
	(1) 施設の維持管理等計画書(別紙5)		・必要に応じ図面等も添付すること
	(2) 受入確認方法書	・性状分析項目及び方法	
	(3) 搬出確認方法書	・性状分析項目及び方法	
6	廃棄物処理施設等における処理工程図		
	廃棄物等の受入から処理に至る過程のフローチャート		
7	周辺地域の生活環境の保全に関する計画を説明するための書類及び図面		・処理に伴い生ずる排ガス、排水、騒音、振動、悪臭の状況、処理方法、処理後の状況
	(1) 生活環境保全対策計画書(別紙7)		・防災計画平面図と一致させること
	(2) 最終処分場災害防止計画書(別紙8)		
	(3) 構造図	・縮尺	・施設の構造を明らかにすること
	(4) 処理系統図		
	(5) 設計計算書	・公害防止設備、回収系統設備の選定にあたり参考としたもの ・切土又は盛土斜面で標準高を超えるものは斜面安定計算書	
	(6) 跡地利用計画の概要図	・方位、縮尺 ・植栽計画はその位置、樹種等 ・道路、水路等の位置	・縮尺:1/500

※同一の図面に入らない時は、適宜別の図面とすること。

※変更の場合は、変更後の図面及び書類を作成し、変更点を表示すること。

※図面及び書類は縦覧対象であるため、特許取得前等縦覧に適さない書類及び図面には、縦覧用の要約した書類及び図面を別途作成し、あわせて添付すること。

別紙記載上の留意点

※記載欄について、電子データにより作成する場合は、適宜拡大若しくは縮小、又は行の挿入若しくは削除を行って差し支えない。直接書き込む場合は、書ききらない事項を別葉として差し支えない。

※使用文字について、電子データにより作成する場合は、明朝系又はゴシック系フォントとし、原則 10pt 以上の文字を使用する。直接書き込む場合は、楷書体とすること。

(別紙 1 - 1)

施設計画の概要に関する書類

I 事前協議の概要

1 事前協議を行うに至った概要の説明

--

2 処理施設の使用形態

	自己処理に供して使用		処理業に供して使用		実証・実験のために使用
--	------------	--	-----------	--	-------------

3 事前協議の種別（新設、既設の別等）

	新 設		承 継 [☐ 譲受け、 ☐ 借受け、 ☐ 法人の合併、 ☐ 法人の分割]
	施設計画の構造変更 [☐ 設備の更新、 ☐ 改造・増設、 ☐ 位置の変更、 ☐ 敷地の拡張]		
	施設計画の能力変更 [☐ 能力の増加、 ☐ 廃棄物等の種類の追加、 ☐ 処理時間の延長]		
	施設計画の使用形態の変更 [		
	その他 [		

※施設計画の変更の場合は、主な内容（設備、能力、廃棄物等の種類、処理時間等）を記載すること。

変更内容		
	変 更 前	変 更 後

4 この事前協議書の記載内容に関する問い合わせに応じられる担当者

役 職・氏 名	(連絡先の電話番号 — —)
---------	-----------------

Ⅱ 設置等を行う施設の概要

1 一般廃棄物の処理施設、産業廃棄物の処理施設、産業廃棄物の積替施設、汚染土壌処理施設及び汚染土壌の積替施設であって最終処分場を除くもの

(1) 処理の概要

--

(2) 処理設備の概要、設置基数等

処理設備の名称	基数	メーカー・型式等	備 考

(3) 処理能力、処理する廃棄物等の種類

施設の種類	処理能力	廃棄物等の種類	備 考
	[] m ³ ・t / 時間		
	[] m ³ ・t / 日 [] 時間		
	[] m ³ ・t / 時間		
	[] m ³ ・t / 日 [] 時間		
	[] m ³ ・t / 時間		
	[] m ³ ・t / 日 [] 時間		
	[] m ³ ・t / 時間		
	[] m ³ ・t / 日 [] 時間		

(4) 上記施設に関する保管施設の面積・保管容量

処 理 前 保 管				処 理 後 保 管			
	保管面積	保管容量	廃棄物等の種類		保管面積	保管容量	廃棄物等の種類
1	m ²	m ³		A	m ²	m ³	
2	m ²	m ³		B	m ²	m ³	
3	m ²	m ³		C	m ²	m ³	
4	m ²	m ³		D	m ²	m ³	
5	m ²	m ³		E	m ²	m ³	

2 最終処分場であるもの

(1) 施設の種類

☐ 遮断型、 ☐ 安定型、 ☐ 管理型	☐ 一般廃棄物、 ☐ 産業廃棄物、 ☐ 汚染土壌
--	---

(2) 埋立方式

☐ サンドイッチ方式	☐ 即日覆土(土砂による)	(上端)最終覆土 [] cm
☐ セル方式	☐ 即日覆土([] による)	中間覆土 [] cm
☐ [] 方式	☐ []	(下端)保護層 [] cm

(3) 廃棄物等の種類

(4) 处理能力

最終処分場の面積	[] m ² () m ²	廃棄物等の埋立容量	[] m ³ () m ³
埋 立 地 の面積	[] m ² () m ²	埋 立 地 の埋立容量	[] m ³ () m ³

※面積・容量の変更の場合は、変更後の値を記入し、（ ）内には変更前の値を記入すること。

(5) 処理設備の概要、設置基数等

処理設備の名称	基数	メーカー・型式等	備 考

3 産業廃棄物の積替施設及び汚染土壌の積替施設であるもの

(1) 積替場所の概要

積替場所の面積	積み替える廃棄物等の種類	
[] m ²		

(2) 保管場所の面積・容量

	保管面積	保管容量	廃棄物等の種類		保管面積	保管容量	廃棄物等の種類
1	m ²	m ³		5	m ²	m ³	
2	m ²	m ³		6	m ²	m ³	
3	m ²	m ³		7	m ²	m ³	
4	m ²	m ³		8	m ²	m ³	

Ⅲ 操業計画の概要

1 施設の運営に関する計画

事業場の操業時間 (通常の勤務)	週 [] 日 操業 月 [] 日 操業	日 [] 時間 操業 [] 時～ [] 時				
施設等の稼働時間 (施設・車両の稼働)	週 [] 日 稼働 月 [] 日 稼働	日 [] 時間 稼働 [] 時～ [] 時				
廃棄物等の処理時間 (処理に要する時間)	週 [] 日 処理 月 [] 日 処理	日 [] 時間 処理 [] 時～ [] 時				
最終処分場の 埋立予定期間	[] 年 [] 月 ～ [] 年 [] 月 [] 年間 ～ () 年 () 月 () 年間					
1 日の搬入及び搬出 の平均的な予定並び にその時間帯	【搬入】	[] m ³ ・t / 日 (搬入車両 [] 台 / 日) [] 時～ [] 時				
	【搬出】	[] m ³ ・t / 日 (搬出車両 [] 台 / 日) [] 時～ [] 時				
事業場に常勤する 従業員等の人数	役 員	使用人	事務員	作業員	その他	合 計
	人	人	人	人	人	人

2 処理後物の処理又は再利用状況（積替施設の場合は処理を積替と読み替える）

処 理 前		処 理 後			
廃棄物等の種類	処理方法	処理後物の 種類（名称）	発生量	処理又は再利用の 具体的な方法	処理又は再利用先の 具体的な名称及び所在地

○最終処分場の場合

覆土用土砂 の確保状況	確 保 量	[] m ³	[] m ³	[] m ³
	確保方法			
	保管場所			

○周辺整備計画（道路の拡幅、敷地の緑化率など）

☐ 搬入路の新設、 ☐ 既設道路の拡幅・待避場設置、 ☐ 既設道路の舗装、 ☐ 交通安全施設設置	
※敷地の緑化率	[] %、緑化面積 [] m ² / 敷地面積 [] m ²

(別紙2)

協議者の経歴に関する書類

1 主な事業経歴

年 月 日	業 務 経 歴

2 主な廃棄物等処理の実績

--

3 関連会社の主な廃棄物等処理の実績

--

(別紙3)

廃棄物処理施設等の立地の計画に関する書類

1 設置場所の立地基準適合状況(該当する欄に○を入れる)

(1) 都市計画関係

	都市計画区域		市街化区域	用途地域	
	都市計画区域外		市街化調整区域		

(2) 特に静穏の配慮が必要な自然環境保全地域等の調査結果(敷地境界から100m以内の存在)

重要文化財、周知の埋蔵文化財包蔵地、史跡名勝天然記念物、登録記念物、伝統的建造物群保存地区(文化財保護法)	特別緑地保全地区(都市緑地法)
国立公園、国定公園(自然公園法)、県立公園(県条例)	生息地等保護区(種の保存法)
風致地区(都市計画法)	鳥獣保護区(鳥獣保護法)
原生自然環境保全地域、自然環境保全地域(自然環境保全法)群馬県自然環境保全地域、緑地環境保全地域(県条例)	景観計画区域、景観地区(景観法)
	いずれの地域等も存在しません

(3) 特に静穏の配慮が必要な施設等の調査結果(敷地境界から100m以内の存在)

学校、専修学校、各種学校(学校教育法)	小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型老人共同生活援助事業所、老人短期入所施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(老人福祉法)
児童自立生活援助事業を行う住居、小規模住居型児童養育事業を行う住居、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所支援施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、障害児通所支援事業所(児童福祉法)	母子福祉施設(母子及び寡婦福祉法)
病院、入院施設を有する診療所、入所施設を有する助産所(医療法)	公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校(職業能力開発促進法)
公民館(社会教育法)	介護老人保健施設(介護保険法)
図書館(図書館法)	サービス付高齢者向け住宅(高齢者の居住の安定確保に関する法律)
救護施設、更生施設、医療保護施設、宿所提供施設(生活保護法)	障害福祉サービスを行う事業所(自立訓練、短期入所、共同生活介護、施設入所支援、共同生活援助に限る。)、障害者支援施設、福祉ホーム(障害者自立支援法)
博物館、博物館相当施設(博物館法)	
婦人保護施設(売春防止法)	いずれの施設等も存在しません

(4) 適正な配慮が必要な施設等の調査結果（敷地境界から20m以内の存在）

保健所（地域保健法）	検疫所（検疫法）
児童家庭支援センター（児童福祉法）	知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法）
入院施設を有しない診療所、入所施設を有しない助産所（医療法）	老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター（老人福祉法）
身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設、身体障害者更生相談所（身体障害者福祉法）	更生保護施設（更生保護事業法）
授産施設（生活保護法）	障害福祉サービスを行う事業所（(3)に掲げるものを除くもの）、地域活動支援センター（障害者自立支援法）
授産施設、隣保館等の施設（社会福祉法）	
	いずれの施設等も存在しません

(5) 災害防止等のために保全を図る必要のある区域等の調査結果（敷地境界から10m以内の存在）

砂防指定地（砂防法）	工業用水道施設専用の土地（工業用水道事業法）
市町村の消防水利施設（消防法）	宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法）
県又は水防管理団体の水防施設（水防法）	河川区域（河川法）
国、県又は土地改良区の用排水機、地下水源利用設備（土地改良法）	急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）
保安林、保安林予定森林、保安施設地区、保安施設地区予定地区（森林法）	土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）
水道施設専用の土地（水道法）	気象等観測・通報施設の土地
地すべり防止区域（地すべり等防止法）	国、地方公共団体、土地改良区が設置するため池、防風林等
公共下水道、流域下水道、都市下水路施設の専用の土地（下水道法）	
	いずれの区域等も存在しません

(6) 生活環境の保全を図る必要のある地域等の調査結果（設置場所が含まれないこと）

公共用地、土地利用計画のある土地	
農用地区域内の農地（農振法）	いずれの地域等も存在しません

○最終処分場の場合

(7) 他の最終処分場との近接調査結果（敷地境界から 1 km 以内の存在）

最終処分場（許可・届出から廃止までの間にあ るもの）の敷地	公共・公営の最終処分場計画地
事前協議中の最終処分場計画地	いずれの最終処分場も存在しません

○焼却施設、最終処分場の場合

(8) 生活環境の保全に特に適正な配慮の必要のある地域等の調査結果（敷地境界から 100m以内の存在）

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	公営住宅団地
	いずれの地域等も存在しません

2 設置場所周辺の住民の状況

50m以内の世帯数	戸	敷地境界から	(世帯主)
300m以内の世帯数	戸	最も近い世帯	m

3 設置場所周辺の住宅以外の建築物の状況（敷地境界から 300 m以内）

建築物の名称	設置場所からのおおよその距離	建築物の名称	設置場所からのおおよその距離
	m		m
	m		m
	m		m
	m		m
	m		m

4 設置場所への主たる搬入経路（最寄りの国道又は県道から設置場所までの搬入経路の名称を記載）

--

5 設置場所からの排水先概要（設置場所から一級河川までの流路の名称を記載）

処理施設の排水	放流・地下浸透・無(回収含む)	
洗浄水等の排水	放流・地下浸透・無(回収含む)	
生活雑排水	放流・地下浸透・無(回収含む)	
敷地内の雨水	放流・地下浸透・無(回収含む)	
敷地外の雨水	放流・地下浸透・無(回収含む)	

○放流又は地下浸透がある場合

6 設置場所周辺の水道水源の状況（おおむね5km以内、表流水の取水は下流側に限る。）

水道水源名（又は所在地）	設置者	取水方法	取水河川名	設置場所からのおおよその距離
				m
				m
				m

7 設置場所周辺の地下水及び湧水の状況（おおむね500m、湧水は下流側に限る。）

地下水及び湧水の 利用状況	個人利用	戸（うち飲用施設	戸）
	民間施設	施設（うち飲用施設	施設）
	公共施設	施設（うち飲用施設	施設）

8 放流予定地点の状況及び放流予定地点から500m以内の水利権者、水利用者の状況

放流地点の所在地	放流河川等名称	利用の形態	水利権者及び水利用者の名称又は氏名

9 設置場所内の法定外公共物等の状況

赤線・赤道・里道といわれるもの	☐ 無し ☐ 有り（おおよその面積	m ² 、管理者	）
青線・水路といわれるもの	☐ 無し ☐ 有り（おおよその面積	m ² 、管理者	）
無地番・未登記といわれるもの	☐ 無し ☐ 有り（おおよその面積	m ² 、管理者	）

(別紙 4)

廃棄物処理施設等の構造等の計画に関する書類

【施設全体に関すること】

基本的な構造等	建屋の状況	
	事業場の周囲の囲い等	
	掲示板等の表示場所	
	管理事務所	
	洗車場及び駐車場	
	消火設備	
	雨水の流入防止設備	
	雨水の排水設備	

施設・設備に関する構造 (法に定める基準)	自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対する構造耐力上の安全性	
	処理能力に応じた廃棄物受入設備等	
	腐食防止の措置	
	設備の表示場所	
	処理に適した設備の概要	
	処理を管理する設備(計測機器)	
	性状分析の設備	
廃棄物等の管理場所	飛散・流出防止設備等	
	床・地盤面の構造	
	区画及び仕切り	
	保管場所の設備	
	保管区画の表示等	
	処理後物の貯留設備	
	処理後物の表示等	
	火災検知設備	
公害防止設備	集じん・湿潤設備	
	悪臭回収・脱臭設備	
	騒音防止設備	
	振動防止設備	
	排水処理施設の構造	
	地下浸透防止の構造	
安全設備	作業環境保全の設備	
	廃棄物等の崩落防止	
	腐敗防止の設備	
	感染予防・消毒設備	

※続紙は、施設ごとに作成すること。

※設置許可を要しない施設にあつては、許可を要する同種の施設に準じた項目を記載すること。

※汚染土壌処理施設にあつては、処理業省令第2条第2項第21号から第29号まで（埋立処理施設にあつては処理業省令第2条第2項第21号から第27号まで及び第29号）に規定する書類を含むこと。

(別紙 5)

廃棄物処理施設等の維持管理等の計画に関する書類

【施設全体に関すること】

基本的な維持管理等	建屋の出入り口	
	事業場の周囲の囲い等	
	掲示板等の表示	
	管理事務所	
	洗車場及び駐車場	
	消火設備	
	雨水の流入防止設備	
	雨水の排水設備	

施設・設備に関する維持管理等 (法に定める基準)	機能点検の概要	
	廃棄物受入量の管理	
	害虫の防除	
	設備の表示	
	処理に適した設備の点検・保守方法	
	処理を管理する設備(計測機器)の点検・検定	
	性状分析の設備の点検・検定	
廃棄物等の管理方法	飛散・流出防止の措置	
	床・地盤面の点検	
	区画及び仕切りの点検	
	保管場所の点検・清掃	
	保管区画の表示等	
	処理後物の貯留設備の点検・清掃	
	処理後物の表示等	
	火災検知設備の点検	
公害防止措置	粉じん測定の方法	
	臭気測定の方法	
	騒音測定の方法	
	振動測定の方法	
	水質測定の方法	
	地下浸透防止の管理	
安全確保	作業環境保全の設備	
	廃棄物等の崩落防止	
	腐敗防止の措置	
	感染予防・消毒措置	

※施設ごとに作成すること。

※設置許可を要しない施設にあつては、同種の許可を要する施設に準じた項目を記載すること。

※セメント製造施設にあつては、処理業省令第3条第4号に規定する書類を含むこと。

(別紙6)

地質等調査方法書

本書は、設置場所の切土、盛土の勾配及び基礎地盤の決定方法、並びに地下水の影響の調査方法を示し、これに対して関係市町村及び周辺地域住民等から生活環境保全上の意見を得ることで、最終処分場の構造の決定に際し、適正な配慮がなされた施設の設置を行うことを目的として作成するものである。

1 調査方法の整理

(1) 地質により影響を受けると思われる要因及び地質調査項目の選定

地質調査項目			地質調査箇所						
斜面の傾斜角度の決定	切土法面								
	盛土法面								
	搬入路								
	その他								
構造物等の基礎地盤の決定	擁壁、堰堤、遮水工、集水設備								
地下水の位置と影響									

※「地下水」については、最終処分場の存在による地下水の水位、流動状況の変化、それに伴う利水面等への影響を調査するものである。

※周辺地下水の監視に適した井戸の選定を行う場合、これに含めてもよい。

(2) 調査項目において、今回の調査に含めないものとその理由

--

2 現況把握の方法

現況把握は影響の予測を行う上で必要とされる程度で行い、必要な限度において自然的条件の把握も行うこと。

(1) 選定した地質調査項目の現況把握方法

ア 既存資料（出典及び文献資料を利用することができる理由を記載すること。）又は現地踏査

--

イ 物理探査、サウンディング、ボーリング（調査項目毎に、場所及び方法を記載すること。）

--

(2) 地下水位の現況把握方法

ア 既存資料（出典及び文献資料を利用することができる理由を記載すること。）又は現地踏査

--

イ 物理探査、サウンディング、ボーリング（調査項目毎に、場所及び方法を記載すること。）

--

3 試料採取の対象場所、土質試験の方法

最終処分場の種類及び規模並びに構造物等の位置を踏まえて場所を設定し、図面等を用いて示すこと。
土質試験の方法並びに岩及び土の分類方法を示すこと。

--

4 地下水の水位による影響の予測方法及び沈下の防止方法

地下水位の分布又は地下水圧、透水層若しくは帯水層又は不透水層の広がり、地下水脈の方向又は水脈若しくはかん養源などの調査方法、構造物等への影響、地下水の集水量の把握方法、基礎地盤の沈下量の予測方法を示すこと。

--

5 その他事項（断層及び活断層の診断の予定がある場合）

--

(別紙 7)

生活環境保全対策計画書

	周辺生活環境に影響を 及ぼすおそれのある項目	発生源	具体的な対策方法
大気汚染			
水質汚濁			
騒音			
振動			
悪臭			
地下水その他			

(別紙 8)

最終処分場災害防止計画書

廃棄物等の飛散防止に関する事項	
廃棄物等の流出防止に関する事項	
公共の水域及び地下水の汚染防止に関する事項	
火災の発生防止に関する事項	
その他最終処分場に係る災害防止に関する事項	

(別紙 9)

施設計画に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

(1) 施設の設置等に要する資金

用地費	
造成費	
建物費	
工作物費	
機械装置費	
重機備品費	
その他	
計	

(2) 施設の維持管理に要する年間費用

保守管理費	
電気代、水道代、燃料費等	
人件費	
その他	
計	

(3) 資金の調達方法

自己資金	
制度融資	
金融機関借入	
その他	
計	

※用地費は、権利登記等の抹消費用も含めること。最終処分場にあつては、所有権又は使用する権原を登記するための費用を含めること。

※施設の維持管理に要する年間費用は、運営初年度分を計上すること。

※資金の調達方法は、(1)と(2)の合計額とすること。

※金融機関等の融資証明を添付する必要はないこと。

※汚染土壌処理施設にあつては、廃止措置に要する費用の見積額及びその支払が可能であることを説明する書類を含む。

生活環境影響調査方法書

本書は、設置協議の対象となる施設が周辺地域の生活環境にどのような影響を及ぼすのかを調査するのに先立ち、当該地域の生活環境の現況の把握、調査対象地域の設定及び生活環境影響調査項目の選定その他の必要事項に関する計画又は方法を示し、これに対して関係市町村及び周辺地域住民等から生活環境保全上の意見をを得ることで、周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされた施設の設置を行うことを目的として作成するものである。

1 生活環境影響調査を実施する施設

(1) 施設の種類及び規模

--

(2) 処理する廃棄物等の種類、性状及びその他特記事項

--

2 調査方法の整理

(1) 施設設置等により生活環境に影響を与えると思われる要因及び生活環境影響調査項目の選定

調査事項		影響要因 影響調査項目							
大気環境	大気質								
	騒音								
	振動								
	悪臭								
水環境	水質								
	地下水								

※「生活環境影響要因」とは「煙突排ガスの影響」、「施設排水の排出」など、施設の設置等の計画により周辺生活環境に影響を及ぼすと考えられるものをいう。影響の程度の大小に関係なく生活環境に影響を及ぼす可能性のある要因を洗い出すこと。

※「生活環境影響調査項目」とは、大気汚染：SO₂やNO_x、粉じんなど、水質汚濁：BOD、COD など、騒音・振動：騒音レベルや振動レベル、悪臭：特定悪臭物質や臭気濃度などが挙げられる。項目については計画内容に応じた選定が必要である。

※「地下水」については、最終処分場の存在による地下水の水位、流動状況の変化、それに伴う利水面等への影響を調査するものである。

(2) 調査項目において、今回の調査に含めないものとその理由

--

3 現況把握の方法

現況把握は影響の予測を行う上で必要とされる程度で行い、必要な限度において自然的条件及び社会的条件の把握も行うこと。

(1) 選定した生活環境影響調査項目の現況把握方法

ア 文献資料（出典及び文献資料を利用することができる理由を記載すること。）

--

イ 現地調査（各調査項目毎に調査時期（期間）、調査場所及び調査方法を記載すること。）

--

(2) 自然的及び社会的状況の現況把握方法

自然的状況とは気象、水環境、土壌及び地形等また、社会的状況とは人口・産業、土地利用、交通等が挙げられる。

ア 文献資料（出典及び文献資料を利用することができる理由を記載すること。）

--

イ 現地調査（各調査項目毎に調査時期（期間）、調査場所及び調査方法を記載すること。）

--

4 予測調査対象地域・範囲の設定

施設の種類及び規模並びに立地場所の気象条件等の自然的条件・社会的条件を踏まえて地域を設定すること。地域設定に当たっては各調査項目ごとに適切な範囲で設定し、図面等を用いて設定した地域の範囲を示すこと。

--

5 施設設置による影響の予測方法及び分析方法

調査項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、調査項目に係る影響の程度を考察する上で必要な水準が確保されるよう、予測方法等を選定すること。

--

6 その他事項

--

(別紙 1 1)

地域理解の促進に関する申立書

年 月 日

群馬県知事

殿

(協議者)

住 所

氏 名

廃棄物処理施設等の設置等に関し、周辺地域住民等及び関係市町村との地域理解の促進に向け、次のとおり誠実に対応することを申し立てます。

1 説明会の開催

規程第 1 4 条の規定に基づき説明会を実施する場合には、次に掲げる周辺地域の住民その他廃棄物処理施設等の設置等に関し生活環境保全上の利害を有する者に対して、事前協議書の内容を周知するための説明会を速やかに開催いたします。

市町村名				
周辺地域名				

※周辺地域名は、市町村が設置する行政区等を単位とする区域。行政区等がない地域は字の区域。

2 合意書の取得

規程第 2 2 条の規定に基づき合意書提出の指示があった場合には、次に掲げる事項及び地域調整において合意に至った事項に関して合意書の取得を行います。

第 1 協議者は、事業計画を変更した場合及び生活環境影響調査を終了した場合は、説明会を開催すること。

第 2 協議者は、事前協議が終了した場合であっても、乙の求めに応じて、着工前、着工後、完成後又は稼働後において説明会を開催すること。

第 3 土地所有者等は、下記の廃棄物処理施設等に係る説明会に出席し、事業計画の説明を受けたこと。

第 4 土地所有者等は、甲が生活環境影響調査のため、乙が権原を有する土地又は建物等に立ち入り、又は観測器具等を設置する必要があるときは、当該土地又は建物等の使用に協力すること。

第 5 第 1 及び第 2 に定める事項のほか、協議者は、事前協議書及び見解書の内容を遵守するとともに、この合意が締結された以後においても周辺地域住民等に誠実ある対応をすること。

第 6 その他の合意事項

3 生活環境保全協定の締結

規程第 2 3 条に基づき関係市町村長又は周辺地域内の住民から生活環境の保全に関する協定の締結を求められた場合には、協定締結に向け誠実に対応します。

事前協議書提出確認書

年 月 日

(協議者)
住 所

氏 名 様

(土地所有者等)
住 所

氏 名 印

協議者が、設置等を計画している下記の廃棄物処理施設等について、私は、1 から 3 に掲げる事項を確認しました。

- 1 協議者が、下記の廃棄物処理施設等の設置等を計画していること。
- 2 協議者が、群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程（以下「規程」という。）第 1 0 条の規定による事前協議書を知事に提出すること。
- 3 規程により、下記の廃棄物処理施設等の設置等の計画が公告されるとともに、規程に基づくその他の手続が実施される予定であること。

記

施設の概要	事前協議の内容			
	廃棄物処理施設等の種類			
	処理する廃棄物等の種類			
施設の設置場所	土地の地番 (建物番号)	地 目 (階層)	地 積 (床面積)	土地所有者等の住所及び氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

備考

- 1 この書面は、設置場所の土地及び建物の所有者並びに使用権限を有する者が、事前協議書の提出を確認するためのものである。
- 2 この書面は、規程により今後実施される手続において、意思表示したことにはならない。
- 3 この書面は、所有する物権その他の権利に関し、確認以外の効力を有しない。

(別紙 13)

土地及び建物の明細書

[illegible]